

幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の概要

1 制定趣旨

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（通称：デジタル行政推進法）において、「地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

デジタル行政推進法の趣旨に沿って行政手続のオンライン化を包括的に推進するため、本町の条例や町の機関が定める規則等に基づく申請、届出その他の手続について、従来の書面等による手続に加え、デジタル技術を利用する方法（オンライン申請等）を可能とするため、本条例を制定するものです。

2 条例の概要

各手続に共通する事項を定めることにより、行政のデジタル化に関する必要な法制上の対応を行う。

目的（第1条） 情報通信技術を利用した行政手続の推進と町民生活向上を目的とする。	電磁的記録による縦覧等（第5条） 書面で行う縦覧等を、オンラインでも可能とする。	情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表（第9条） 町長が、行政のデジタル化の推進状況をインターネット等で公表する。
定義（第2条） 本条例で用いる用語の意義	電磁的記録による作成等（第6条） 書面で作成・保存する帳簿等を、電磁的記録により作成・保存できることとする。	委任（第10条） この条例の施行に必要な事項を、規則等へ委任する。
電子情報処理組織による申請等（第3条） 書面による申請等を電子的に行う方法、効力、到達時点、署名等の代替措置を定める。	適用除外（第7条） オンライン化が不適當なもの等、本条例の電子化規定を適用しない手続を定める。	附則 「幕別町公告式条例」及び「幕別町都市公園等条例」の一部を改正し、条例等で定める掲示は、ホームページでの公開に加え、公示書面を役場前掲示場に掲示することで行うことを定める。
電子情報処理組織による処分通知等（第4条） 書面による処分通知等を、本人の同意を得て、メール等で電子的に受け取ることを可能とする。	添付書面等の省略（第8条） 申請時の添付書類について、町が情報連携で確認できる場合に省略できる。	

幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に伴って附則により
一部改正する条例（附則第2項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公告式条例 (昭和35年4月16日 条例第2号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に町長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>幕別町役場前の掲示場に掲示して行う。</u></p> <p>第3条～第7条 略</p>	<p>○幕別町公告式条例 (昭和35年4月16日 条例第2号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に町長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を幕別町役場前の掲示場に掲示することによって行うものとする。</u></p> <p>第3条～第7条 略</p>

幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に伴って附則により
一部改正する条例（附則第3項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町都市公園等条例 (昭和52年 3月25日 条例第20号)</p> <p>第1条～第14条の2 略</p> <p>(工作物等を保管した場合の公示の方法)</p> <p>第14条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行われなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、<u>町役場前の掲示場に掲示すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第14条の4～第20条 略</p>	<p>○幕別町都市公園等条例 (昭和52年 3月25日 条例第20号)</p> <p>第1条～第14条の2 略</p> <p>(工作物等を保管した場合の公示の方法)</p> <p>第14条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行われなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、<u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を幕別町役場前の掲示場に掲示することによって行うものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第14条の4～第20条 略</p>